

市町村名【 埼玉県松伏町 】 ※ご記入をお願いします。

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税は受益と負担の公平性の確保の観点から、その応能割合及び応益割合の比率は、50対50が望ましいとされています。当町では、応能割合が応益割合を上回り、この乖離が大きくなると低所得者への負担が軽減される一方で、中間所得者への税負担が過重になるという側面を持ち合わせています。この負担割合については、受益と負担の公平性を踏まえ、市町村標準保険税率等を参考に決定してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもに対する均等割負担の軽減については、子どものいらっしゃる方との税負担の公平性や町の財政負担の増加等から、町単独で子どもの均等割額を減免することは難しいものと考えています。

なお、国保法改正により、令和4年4月から子ども(未就学児)に係る均等割額の5割が軽減され、その軽減相当額を公費で支援する制度が創設されることとなっています。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

埼玉県国民健康保険運営方針では、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」は解消・削減すべき赤字と定義されており、できる限り赤字を解消するものとされています。当町においても、赤字削減・解消計画書を策定し、一般会計からの法定外繰入金を段階的に削減しているところです。今後についても、被保険者の税負担に配慮しながら、財政の健全化に努めてまいります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

町国保税条例に規定する「所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方又はこれに準ずると認められる方」に対する国保税減免要件につきましては、疾病及び傷病等により事業又は業務を継続することが不可能となった方等で、世帯の実収入額が生活保護基準の 1.3 倍以下かつ保有する資産等が一定の条件に該当する方等を要件としています。

② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等を対象とした国保税の減免につきましては、国の実施基準等に基づき、令和 3 年度においても実施してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

国民健康保険法第 44 条により、保険者は特別な理由のある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の免除、減額をすることができるとなっており、町においても松伏町国民健康保険に関する規則第 11 条に一部負担金の免除、減額について規定し運用しています。

一部負担金については、重複、頻回受診の防止や保険給付を受けない被保険者との均衡を保つために必要なものと考えており、一部負担金を減免する条例については、減免基準を拡充する予定はありません。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免申請は、被保険者個々の事由に応じた申請、審査となることから国保担当窓口での申請のみとさせていただいております。なお、申請の際には、記入方法を丁寧に説明してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

一部負担金の減免申請は、被保険者個々の事由に応じた申請、審査となることから国保担当窓口での申請のみとさせていただいております。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営

業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることが出来ます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

納付が困難な方は、納税協議を実施して個々の状況を把握し、実情に合わせた納付計画を作成しています。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、納付が困難であると認められるときは、その方の申請に基づき徴収猶予の特例を適用したほか、徴収猶予の特例に該当しない場合でも、地方税法本則の猶予制度を適用する等、柔軟な対応をしています。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

税負担の公平性を前提に、給与等の差押えは法令に基づく生活費に相当する差押禁止額を控除して執行しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金の差押えを執行する場合には、事前に差押予告書を送付して納税協議を促し、納税協議に応じない場合、または、納付がない場合には、取引先へ売掛金の照会を行っています。

また、売掛金の差押えを執行する場合には、家族構成等を考慮して差押金額を決定しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

差押えは法令に基づく生活費に相当する差押禁止額を控除して執行しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

被保険者証は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則に基づき発行しているものです。

滞納のある方については、保険税の納付促進及び被保険者間の税負担の公平を図るため、納税相談を促しています。納付計画により納付が確認できたとき等については、通常の有効期間

の被保険者証の交付を行っています。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

現在、保険証の窓口留置は実施しておらず、郵送により交付しています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、特別の事情があると認められる場合を除き、国保税の納期限から1年以上保険税の滞納が続く場合に、被保険者証を返還してもらった上で交付するものです。

資格証明書を交付することは、保険税の納付促進及び被保険者間の税負担の公平を図るためやむを得ないものと考えています。

なお、現在、資格証明書の交付対象者はいません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金の支給事業につきましては、国の実施基準にもとづき実施しているものです。令和3年度におきましても、国の実施基準に基づいて実施してまいります。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金の支給対象となる方については、国の実施基準に基づいて実施してまいります。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

委員の公募は行っていませんが、被保険者、保険医及び公益を代表する方から委員を選定し、適正な運営に努めているところです。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会を通じて住民の意見をいただきながら、適正な運営に努めているところです。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

町では、特定健康診査の個別健診については、本人負担額を1,000円としていますが、集団健診については、本人負担額を無料としています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん検診と特定健診を同時に受けられるようにすることが、受診率の向上につながることから、特定健診と胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、喀痰検査を同時に受けられるようにしています。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

昨年同様、個別健診の受診期間を2か月間延長するとともに、かかりつけ医で検査データを保有している場合は、検査データの提供により特定健診を受診したものとみなす診療情報提供事業の実施により受診率の向上に努めてまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

関係法令や町個人情報保護条例等の遵守に基づき適切な情報管理に努めてまいります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

自己負担割合の2割化については、法令にもとづき実施してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

保険料の滞納者の相談の機会に状況を把握するとともに、高齢者福祉担当や健康増進担当などの関係機関と連携するよう努めます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

保養施設に対する利用助成、人間ドックに対する助成、生活習慣病予防や重症化予防のため

の健康診査を実施しています。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合では、歯科健診（健康長寿歯科健診）の結果を活用したフレイル対策及び生活習慣病重症化予防として医療機関への受診勧奨を実施しています。

また、町では埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加しており、後期高齢者医療制度の被保険者にも参加を促進します。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健康診査及び埼玉県後期高齢者医療広域連合で実施する歯科検診（健康長寿歯科健診）については、無料で実施しています。がん検診については、65歳から74歳の方で障がい理由として後期高齢者医療の被保険者となった方は有料ですが、75歳以上の方については無料としています。

また、人間ドックにつきましては、2万円を上限に助成しています。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

病院の再編・縮小について、国や県に申し入れを行う予定はありません。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となる支援と対策を行う予定はありませんが、引き続き、行政が行う地域の医療に関する施策やPCR検査センター運営支援などについて、地域の医師会や医療機関との情報交換を続けるとともに、県が実施する確保対策等への協力や周知を通じて支援をまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

埼玉県との協定により、依頼があれば町の職員を保健所に派遣できるようになっており、埼玉県との協働に取り組んでまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

実施する予定はありません。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】

実施する予定はありません。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

ワクチン接種については、(社)吉川松伏医師会及び町内医療機関の協力による十分な接種体制が確保されております。今後も引き続き計画通り接種を進めてまいります。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険料は介護にかかる給付費をもとに算定されています。当町では2021年度の改定では保険料は据え置きとなっています。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による減免対象者は24名です。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

必要と認められる方には条例に基づいて引き続き減免を行います。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

- (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険では要介護状態区分に従って上限額を定めています。また給付額によって保険料を決める制度のため、限度額を超えた助成は介護保険料の引き上げにつながります。これらの理由から独自に助成は行っておりません。

- (2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

所得や世帯の状況に応じて自己負担割合を決定しています。また、安心してサービスを受けられるように、負担額の合計が限度額を超えた場合には、高額介護サービス費として後から給付される制度設計がされています。利用に関しては、ケアプラン点検により利用者の方に適切なサービスが提供されるよう努めています。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

上記の施設については制度上、現在は負担限度額認定ができません。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

令和2年度において、通所系・短期入所系サービスについて、介護報酬上の特例（上乘せ）を臨時的に認める措置がとられました。また、令和3年4月から9月までの間、全てのサービスについて、基本報酬に0.1%の上乘せがされています。

介護報酬による財政支援が行われていることから、独自の財政支援を行う予定はありません。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

介護施設、通所介護事業所及び老人福祉施設の食堂等の共有スペースに飛沫対策アクリルパーテーションを整備しました。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

(ワクチン接種について)

町では、国の示す接種順位に基づき、順次接種を行い、現在30歳以上の方の接種を行っているところです。

高齢者の入所施設につきましては、入所者の接種にあわせ施設の従業員の接種も行っております。その他の施設につきましては、引き続き、国の基準に基づきまして行っていきたいと考えております。

(PCR検査について)

町内の居宅介護サービス事業所又は障がい福祉サービス事業所の職員及び町外の事業所に勤務する松伏町民を対象に、順次、公費によるPCR検査を実施しているところです。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

持続可能な介護保険制度の構築を目指しながら、サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、適切なサービス提供と確保を図ります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

第8期計画期間に、後期高齢者人口の急激な増加が見込まれることから、地域包括支援センターの増設を検討します。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

町内の障がい児（者）施設及び事業所にアルコール消毒液及びマスク等の衛生用品については配布いたしました。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

管轄の保健所にPCR検査の徹底や入院できる体制確保を要請いたします。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障害者福祉施設に従事する方への支援としては、令和3年度4月の報酬改定などに適切な対応をすることにより処遇改善が図られると認識しております。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

障がい者へのワクチンの優先接種については、早い時期に接種できるよう調整してまいります。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

関係機関や民間事業者と連携を密にして、グループホーム等への入所などの支援を行っているところです。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

入所の機能を持った施設を町で整備することは困難であると考えますので、関係機関や民間事業者と連携を密にして、グループホーム等への入所などの支援を引き続き行っているところです。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の意見については、相談支援事業を通じてできる限り対応をしていきたいと考えています。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

上記の機能を持った施設は今後必要になってくると考えます。しかしながら町で整備することは困難であると考えますので、関係機関や民間業者と連携を密にして、入所などの支援を行ってまいります。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

障がい福祉サービスにある居宅介護や地域定着支援などの利用を推進し孤立化の予防対策を講じてまいります。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

土日に自宅へ帰宅している方については、必要に応じて居宅介護サービス等の支援をしています。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者等の福祉医療制度については、県の制度に合せ、平成31年1月から所得制限を導入しました。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付の広域化等は、検討しておりません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障がい者医療費支援事業の対象は、県の制度に合わせて身体障害者手帳1級～3級、療育手帳○A・A・B、精神障害者福祉手帳1級の方、高齢者医療の確保に関する法律施行令別表各号の認定を受けた方を対象としています。また、町内の医療機関を受診する際には、現物給付を行っております。なお、手帳交付日時点での年齢が65歳以上の方は対象外です。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

関係機関等と連携し、現在の障がい者向け施策の中で支援をしていきます。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

現在、現行相当のサービスを行っておりません。事業の実施にあたり必要な予算が確保できないためです。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

現在、現行相当のサービスを行っておりません。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

現在、現行相当のサービスを行っておりません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

現在、現行相当サービスを行っておりません。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

埼玉県とは、生活サポート事業等について、機会に応じて対応していきたいと思っております。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

初乗り料金の改定を受け、令和2年度より交付枚数を12枚から18枚に増やしています。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

所得制限や年齢制限を導入する予定はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

令和2年度より、タクシー券の交付枚数を12枚から18枚に変更しています。今後も障がい福祉サービスの充実に向け取り組んでまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

名簿は、地域防災計画に記載している方を対象者としています。

避難経路につきましては、個別計画を作成することで安全の確保に努めます。

避難場所につきましては、福祉避難所の設置予定施設であり、耐震やバリアフリーの構造を有した「北部サービスセンター」の利用を考えております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

町では、福祉避難所の設置予定施設として、耐震やバリアフリーの構造を有した「北部サービスセンター」を地域防災計画に位置付けています。また、社会福祉施設等への一時受入れも要請することとしております。

災害発生時は、一般避難所で自治体職員等が避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定し、福祉避難所の避難スペースの確保、スタッフの配置など受け入れ態勢が整った段階で福祉避難所を開設し、避難対象者を受け入れることとなります。

事前登録制については、今後の検討課題といたします。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時においては、避難所に限らず自宅や車中などで避難生活をする方もおられます。救援物資を自宅、車中避難者などまで届けることは困難ですが、避難所において受け取りをお願いするか、自治会や自主防災組織により届けるなど対応を検討してまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

名簿の提供については、消防や警察、民生委員や社会福祉協議会など、避難支援関係者に提供することとしております。現在のところ民間団体への名簿の開示は考えておりません。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

町では、総務課庶務防災担当が災害対策について所管していますが、感染症の発生も考慮し対応しております。

なお、災害発生時は、災害対策本部を設置し、国・県などの関係機関と連携し対応します。保健所の機能を強化するための自治体の役割を、所管である福祉部局と連携、調整し、県・国に働きかけてまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

令和3年度予算において、新型コロナウイルス感染症を理由とした障害福祉関連事業の削減、廃止はございません。また、財政的支援といたしまして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びコロナ禍における地域経済や住民生活の支援のため、町内の障がい児者通所施設、グループホーム等の洗面設備の自動水栓化、障がい福祉施設で業務に従事する方等に対するPCR検査業務の経費支援等の事業について、新たに予算化しております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

4月1日現在待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

令和3年度は、令和2年度に引き続き、待機児童はおりません。そのため、既存保育所の定員の弾力化の必要はありませんでした。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

町内全ての保育所等において保育士等が確保されれば、松伏町子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制を確保できる見込みのため、新たな施設整備は予定しておりません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

保育所等において障がいやアレルギーがある児童の受入促進や健全育成が図られるよう、必要な経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し支援しています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、町内には認可外保育所は設置されていません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

少人数保育を実施するためには、現在の保育施設の改修や保育士の増員など、様々な検討すべき課題があります。本町の実情に照らし、課題の解決について、調査研究してまいります。

また、コロナ禍において、困難を抱える家庭や児童への対応は大切なことと認識しております。これまで以上に保育の質を高め、ひとり一人の気持ちに寄り添ったきめ細やかな支援を実

施してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善については、国の基準に従って賃金改善ができるよう委託料や施設型給付費を支払っています。さらに、平成29年度から技能・経験を積んだ保育士等に係る人件費の加算が新たに創設されたので、私立保育園等に情報を周知及び活用するようお願いし、全施設の保育士等の賃金改善を図ったところです。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

世帯所得等に応じて副食費の補助を行い、無償化に伴う新たな負担軽減を実施し、子育て家庭の負担が増加しないように図っております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

松伏町特定教育・保育施設等指導監査実施要綱を制定し、集団指導として研修を開催するとともに、施設の立入検査である実地指導を実施し、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図っています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

全ての子どもや子育て家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう松伏町子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育に格差が生じないよう必要な支援を実施しています。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、

また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当町では、学童保育の利用を希望する全ての児童が学童保育の利用ができています。

また、すべての学童クラブにおいて、松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、一の支援単位を構成する児童の数は概ね 40 人とし、支援の単位毎に適切な訓練・研修を受けた支援員 2 人以上、更には補助員を配置しています。児童 1 人当たりの専用区画の面積は、1.65 m²以上を確保し、適正規模で学童保育を運営しています。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童支援員等処遇改善事業については、補助要件を満たしていないため実施予定はありません。また、放課後児童保育運営事業は、指定管理と委託により実施しているところですが、指定管理者と委託事業者には、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業等の情報を提供し、事業の実施をしています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

現在、町内には公立公営の学童クラブは設置されていません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

本町で高校生を対象に医療費を助成した場合、給付費及び人件費等も合わせると 1,000 万円以上の財源を毎年度確保する必要があります。当町では、平成 24 年 10 月から町独自の財源で小中学生の医療費の助成を行っています。さらなる拡大につきましては、慎重に検討していきたいと考えます。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

県基準の拡大については、埼玉県町村会を通じ要望しています。今後も機会あるごとに要請を行っていきます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県東部中央福祉事務所になります。生活に困窮した方からの相談があった場合は、生活保護に該当する可能性のある案件については、速やかに実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ引継ぎを行っています。また「生活保護のしおり」は埼玉県から提供されたものをいきいき福祉課前のラックに備えるとともに、生活保護制度が理解されますよう周知をしております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県東部中央福祉事務所になります。申請や調査は埼玉県東部中央福祉事務所が行っております。町は本人の現状について相談を受け、生活保護に該当する可能性がある場合は、速やかに実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ引継ぎを行っております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県東部中央福祉事務所になります。保護決定・変更通知書は埼玉県が生活保護法について通知をしています。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県東部中央福祉事務所になります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあつせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

生活保護制度の実施機関は、埼玉県東部中央福祉事務所になります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業については、埼玉県が委託している「アスポート相談支援センター」へ生活、仕事、お金等にかかる案件について相談者を案内しています。

以上